

高知工業高等専門学校運営会議規則

制 定 平成21年 4月 1日
一部改正 平成26年 2月20日

(趣旨)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校内部組織規則第14条第2項の規定に基づき、高知工業高等専門学校運営会議（以下「運営会議」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 運営会議は、本校の管理運営を円滑に行うため、重要事項について審議することを目的とする。

(組織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (3) 専攻科長及び副専攻科長
- (4) 各学科長
- (5) 各センター長
- (6) 事務部長
- (7) その他校長が必要と認めた者

2 校長は、運営会議を主宰する。

(事務)

第4条 運営会議の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日より施行する。
- 2 高知工業高等専門学校主任会規則(昭和43年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日より施行する。